

## 香川県森林公園内における行為の許可に係る運用について

### 1 行為の定義

香川県森林公園規則（以下「規則」という。）第8条第1項に規定する「行為」を以下のとおり定義するものとする。

#### (1) 物品販売、業としての写真撮影その他の営業行為（第1号）

##### ① 物品販売

- ・ 露店、屋台（キッチンカーを含む）、行商（リヤカー、自転車等を含む）により、飲食物や物品の販売を行うもの

##### ② 業としての写真撮影

- ・ 営利の目的をもって他の森林公園利用者を排除して写真又は動画の撮影を行うもの

##### ③ その他の営業行為

- ・ 営利の目的をもって他の森林公園利用者を排除して行う体験教室、興行などの行為

#### (2) 募金、署名運動その他これらに類する行為（第2号）

##### ① 募金

- ・ 公共の福祉に資することを目的として金銭を募って集める行為

##### ② 署名運動

- ・ 個人や団体が何かの意見に同意する人の名前を集め、会社・政府・都道府県等に提出する運動

##### ③ その他これらに類する行為

- ・ 献血、チラシ等の頒布、勧誘、キャンペーン活動など

#### (3) 映画会、競技会、展示会その他これらに類する催しのために森林公園の全部又は一部を独占して利用すること（第3号）

- ・ 森林公園の全部又は一部を区分し、他の利用者が立ち入ることができない状態、又はその場所が専ら特定の催しの用に供せられる状態として利用するもの

### 2 行為許可の運用基準

#### (1) 共通運用基準

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- ① 香川県森林公園条例（以下「条例」という。）第1条に規定する設置目的に則したものであること。
- ② 規則第5条第2項各号に該当しないこと。
- ③ 特定の個人、団体、企業の活動を行政の中立性を阻害して支援することとならないこと。
- ④ 占用時間及び占用場所は必要最小限とすること。

#### (2) 行為別運用基準

前項の共通運用基準のほか、各行為別に以下に掲げる要件をすべて満たすこと。

##### ① 物品販売

ア 1の(3)の催しの一環として行われるものであり、かつ、地方公共団体又は指定管理者が主催、共催、後援、協賛等を行う催しに付随して行われるものであること、または、地元主催の催しに付随して行われるもの、若しくは、公共団体の補助等を受けて行う催しに付随して行われるものであること。ただし、許可申請時に別添の確認資料を添付すること。

イ 販売品目が森林公園内での販売に適しており、かつ、販売品目の価格等が社会通念上適当と認められる範囲であること。

- ウ 消防法及び食品衛生法等の関係法令上、許認可等の必要な手続きが行われていること。
- エ 給排水及び廃棄物の処理、清掃は原則として自ら行うものであること。

② 業としての写真撮影その他の営業行為

- ア 継続的かつ反復的に行われるものでないと認められるものであること。
- イ 無人航空機等を使用する場合には、関係法令等を遵守するとともに、多数の人が集まる催し等の際には、森林公園の上空で飛行させない等、他の利用者の安全確保には十分に注意するほか、指定管理者から中止の要請があった場合にはこれに応じること。

(注) 森林公園内での無人航空機等の使用は、業としての写真撮影及び公共性のあるものに限り、それ以外の使用は原則禁止。

- ウ その他の営業行為の場合は2(2)①アの要件を満たすものであること。

③ 募金、署名運動その他これらに類する行為

- ア 実施の趣旨及び使途が明確であって、公益性が認められるものであること。
- イ 企業等の宣伝又は営利を目的としたものでないこと。
- ウ 実施団体の名称及び連絡先を掲示して行われるものであること。

④ 映画会、競技会、展示会その他これらに類する催しのために森林公園の全部又は一部を独占して利用すること

- ア 催しの開催目的が企業等の宣伝又は営利を目的としたものでないこと。
- イ 仮設工作物の設置については、できる限り短時間の設置となるよう努め、夜間やむを得ず現場管理者を配置することができない場合には、管理者及び連絡先の掲示を行うこと。

### 3 行為許可を要しない行為

(1) 物品販売、業としての写真撮影その他の営業行為

① 物品販売

- ・ 香川県又は指定管理者が業務として行うもの（他者へ委託したものを含む）

② 業としての写真撮影

- ・ 香川県又は指定管理者が業務として行うもの（他者へ委託したものを含む）
- ・ 許可を受けた催し等に付随して行うもの
- ・ 報道のために行うもの
- ・ 他の森林公園利用者を排除して行う必要のないもの

③ その他の営業行為

- ・ 指定管理者が業務として行うもの（他者へ委託したものを含む）

(2) 募金、署名運動その他これらに類する行為

① 募金

- ・ 該当なし

② 署名運動

- ・ 該当なし

③ その他これらに類する行為

- ・ 香川県又は指定管理者が業務として行うもの（他者へ委託したものを含む）

(3) 映画会、競技会、展示会その他これらに類する催しのために森林公園の全部又は一部を独占して利用すること

- ・ 香川県又は指定管理者が業務として行うもの（他者へ委託したものを含む）



(参照条文)

○香川県森林公園条例 (昭和 53 年 3 月 25 日条例第 2 号)

(設置)

第 1 条 県民の心身の健康の増進並びに森林及び緑化に関する知識の向上を図るため、森林公園を次のとおり設置する。

名称	位置
香川県公渕森林公園	高松市及び木田郡三木町
ドングリランド	高松市
香川県満濃池森林公園	仲多度郡まんのう町

○香川県森林公園規則 (昭和 53 年 3 月 30 日規則第 14 号)

(利用の許可)

第 5 条 香川県森林公園条例第 2 条前段の規定による利用の許可 (以下「利用許可」という。)を受けようとする者は、森林公園施設利用許可申請書 (第 1 号様式) を知事に提出しなければならない。

2 知事は、利用許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可をしないことができる。

- (1) 森林公園の秩序を乱し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 森林公園の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 森林公園の利用により暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他森林公園の管理上支障があると認められるとき。

3 利用許可には、森林公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

(行為の許可)

第 8 条 森林公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、森林公園内行為許可申請書 (第 3 号様式) を知事に提出してその許可を受けなければならない。

- (1) 物品販売、業としての写真撮影その他の営業行為
- (2) 募金、署名運動その他これらに類する行為
- (3) 映画会、競技会、展示会その他これらに類する催しのために森林公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、森林公園内行為変更許可申請書 (第 4 号様式) を知事に提出してその許可を受けなければならない。

3 第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに前条の規定は、前 2 項の許可について準用する。

森林公園内行為許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 住 所

氏 名

〔団体にあつては、その  
名称及び代表者の氏名〕

次のとおり森林公園内における行為の許可を受けたいので申請します。

行為をする公園	<input type="checkbox"/> 香川県公湊森林公園 <input type="checkbox"/> ドングリランド <input type="checkbox"/> 香川県満濃池森林公園
目 的	
内 容	
期 間 及 び 時 間	
行 為 の 場 所	
利 用 面 積	

- 注 1 この申請書は、行為をする公園ごとに作成してください。
- 2 □については、該当するものに「」を記入してください。
- 3 目的の欄には、何々の販売、何々のための写真撮影、何々のための募金、何々のための映画会の開催等の行為の目的を具体的に記載してください。
- 4 内容の欄には、物品の販売をする場合にあつては販売品目及び従事する人数を、写真撮影をする場合にあつては撮影機の台数及び従事する人数を、催しを行う場合にあつては有料又は無料の別、従事する人数及び参加する人数を、その他の場合にあつてはその内容を具体的に記載してください。
- 5 行為の場所の欄には、施設の名称等を具体的に記載してください。